

5. 児童指導員等加配加算・専門的支援加算について

(1) 算定要件

基準の人員配置に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を 1 名以上配置（常勤換算による算定）している場合に、その職種に応じて加算を算定。

<児童指導員等加配加算>

加算	対象職種
理学療法士等（専門職員）	・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員
理学療法士等（保育士）	・ 保育士
児童指導員等	・ 児童指導員【※P7 参照】 ・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者（※） ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ② 重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る） ③ 行動援護従事者養成研修
その他の従業者	・ 障がい福祉サービス経験者 ・ 看護職員・ その他の従業者

<専門的支援加算>

加算	対象職種
理学療法士等（専門職員）	・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員 ・ 5 年以上児童福祉事業に従事した保育士（児童発達支援の場合のみ）
児童指導員（児童発達支援のみ）	・ 児童指導員【※P7 参照】 ・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者（※） ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ④ 重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る） ⑤ 行動援護従事者養成研修 上記のいずれかに該当しており、かつ 5 年以上児童福祉事業に従事している場合

（※）P7 の児童指導員任用資格に該当しない研修修了者は、児童指導員等加配加算上では、児童指導員等の加算区分に含まれますが、基準人員上では、指導員の扱いになります。

(2) 定員超過との関係性

利用定員を 10 名と設定している事業所において、災害等のやむを得ない事由により 利用定員を超過し、11 名の受け入れを行った日について、児童指導員等の人員配置は 3 名必要となります。そのため、当該日の児童指導員等の配置が 3 名の場合、当該日の加配職員は 0 名となります。

（例えば、事業所において保育士資格を有する人員が 1 名であり、（他の人員は児童指導員とする）当該保育士を加配要員とし、児童指導員等加配加算（専門職）を算定する場合、上記のような状況で当該保育士が加配要員から基準人員にならざるを得ない日が発生した場合、月を通して常勤換算 1 に満たない可能性があります。）

(3) 届出と実績について

児童指導員等加配加算を算定するためには、予め市に届出が必要となるが、届出はあくまで勤務予定の段階で提出してもらうため、実際の勤務実績と異なる場合があります。そのため、市に届出をすれば必ず各種加配加算を算定できるというのではなく、事業所が毎月の従業者の勤務実績に応じて当該加算の算定可否を判断していく必要があります。

定員10名／放課後等デイサービス事業所の場合

【学校営業日】（営業時間） 11：00～19：00 （サービス提供時間） 14：00～18：00

【学校休業日】（営業時間） 10：00～18：00 （サービス提供時間） 10：30～17：30

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績							
					第1週							
					1	2	3	4	5	6	7	
		常勤又は非常勤	専従又は兼務			月	火	水	木	金	土	日
児童指導員	児童指導員等	常勤	専従	A	8	8	8	8	8			
保育士	専門職	常勤	専従	B	8	8	8	8			8	
保育士	専門職	非常勤	専従	C	8	8	8		8	8	8	
児童指導員	児童指導員等	非常勤	専従	D			8		8	8	8	
指導員	その他従業者	非常勤	専従	E				8	8	8	8	
保育士	専門職	非常勤	専従	F								

	利用者数	9	11	11	11	11	9	9
基準人員	基準人員必要数	2	3	3	3	3	2	2
	基準人員配置実績数	2	3	3	2	3	2	2
加配人員	常勤人員配置実績数	2	2	2	2	1	1	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）	8	0	8	0	0	8	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数（児童指導員等）	0	0	0	0	0	0	0
赤字	児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）	0	0	0	0	8	8	0

1日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。
2日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
3日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）として、8時間が計上可能。
4日	×	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員配置実績数が2名のため、この日は、人員基準を満たしていない。 ※指導員は基準人員に含めることはできない。
5日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員必要数に加え、指導員E（その他従業者）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）として、8時間が計上可能。 ※指導員は基準人員に含めることはできないため、この日の場合は指導員E以外の勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。
6日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、保育士C（専門職）と指導員E（その他従業者）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）及び児童指導員等加配加算算定可能時間数（その他従業者）として、それぞれ8時間が計上可能。
7日	×	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 常勤人員配置実績数が0人のため、この日は、人員基準を満たしていない。 ※基準人員必要数の内、1人以上は常勤でなければならない。また、基準人員を満たしていないため、指導員Eの勤務時間を児童指導員等加配加算算定可能時間数に計上することができない。

職種	加配区分	勤務形態		氏名	配置実績						
					第1週						
					8月	9日	10日	11日	12日	13日	14日
常勤又は非常勤	専従又は兼務	月	火	水	木	金	土	日			
児童指導員	児童指導員等	常勤	専従	A	8		8		8	8	8
保育士	専門職	常勤	専従	B		8		8	8	有給	8
保育士	専門職	非常勤	専従	C	4	4	4	6			有給
児童指導員	児童指導員等	非常勤	専従	D	4	4	4	6			
指導員	その他従業者	非常勤	専従	E			4				
保育士	専門職	非常勤	専従	F		4	4	4			
理学療法士	専門職	常勤	専従	G					有給	8	

	利用者数	9	9	11	9	9	9	9
■ : 基準人員	基準人員必要数	2	2	3	2	2	2	2
	基準人員配置実績数	2	2	3	2	2	2	2
■ : 加配人員	常勤人員配置実績数	1	1	1	1	2	2	2
	児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)	0	4	0	8	8	8	0
赤字 : 常勤人員	児童指導員等加配加算算定可能時間数(児童指導員等)	0	0	0	0	0	0	0
	児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)	0	0	4	0	0	0	0

8日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいないため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。
9日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。
10日	○	この日の利用者数は11人のため、基準人員必要数は3人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、児童指導員Aを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(4H+4H=8H)とカウントします。 また、定員を超過した場合に更に配置が必要となる基準3人目は、サービス提供時間を通じて配置する必要があるため保育士Fを基準3人目とカウントします。 基準人員必要数に加え、指導員E(その他従業者)を配置しているため、配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(その他従業者)として、4時間が計上可能。
11日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員は営業時間を通じて配置する必要があるため、保育士Bを基準1人目(8H実働)、保育士C及び児童指導員Dを2人合わせて基準2人目(6H+6H=12H)とカウントします。 ・なお、このとき、保育士C及び児童指導員Dの実働時間の合計(12H)が営業時間を通じて配置する場合に求められる実働時間(8H)を超過した実働時間分(4H)は児童指導員等加配算定可能時間数(専門職)として計上可能。 ・基準人員必要数に加え、保育士F(専門職)を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数(専門職)として、4時間が計上可能。 上記の児童指導員等加配算定可能時間を合計して児童指導員等加配算定可能時間(専門職)として計8時間が計上可能。

12日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員に加え、理学療法士Gを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準人員必要数に加え、理学療法士G（専門職）を配置したものとみなし、児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。 ※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、理学療法士Gの有給に加え、児童指導員Aもしくは保育士Bのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。
13日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員に加え、保育士Bを配置してはいないものの、常勤職員の有給取得日に予定していた実働時間は、当該従業員の常勤換算時の実働時間に計上することが可能であるため、基準2人目として保育士B（専門職）を配置したものとみなす。 基準人員必要数に加え、理学療法士G（専門職）を配置しているため、児童指導員等加配加算算定可能時間数（専門職）として、8時間が計上可能。児童指導員等加配加算算定可能時間（専門職）として、8時間が計上可能。 ※常勤職員の有給は配置したものとみなすことができるが、当該常勤職員以外で基準人員必要数の配置は必要となる。本ケースの場合、保育士Bの有給に加え、児童指導員Aもしくは理学療法士Gのいずれかが配置できていない場合、人員欠如となる。
14日	○	この日の利用者数は9人のため、基準人員必要数は2人。 基準人員必要数に加え、配置している人員はいたため、児童指導員等加配加算算定可能時間は無し。 ※非常勤職員の有給は配置したものとみなすことができない。

<児童指導員等加配加算について>

児童指導員等加配加算算定可能時間数が1月を通して、常勤換算【1】を上回れば、その職種に応じた児童指導員等加配加算の算定が可能。

(参考例)

	4月	5月	6月
児童指導員等加配加算（専門職）常勤換算数	1.0	0.5	0.2
児童指導員等加配加算（児童指導員等）常勤換算数	0.0	0.5	0.3
児童指導員等加配加算（その他従業者）常勤換算数	0.0	0.0	0.5
合計	1.0	1.0	1.0

月	算定可能加算区分
4月	専門職
5月	児童指導員等
6月	その他従業者

<サービス提供欠如減算について>

上記勤務実績表の場合、4日と7日が人員基準を満たしていない。

① 4日のような従業者の員数の要件を満たしていない場合

人員欠如した日数が、月の開所日数の**1割を超えた場合**には、その**翌月から**。月の開所日数の**1割を超えない範囲内**で欠如した場合にはその**翌々月から**人員基準欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

② 7日のような常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

常勤職員が配置されていない欠如状態となった月の、**翌々月**から人員欠如が解消されるに至った月まで、サービス提供欠如減算が適用される。

(注意)

①の1割の範囲内で欠如した場合や②の場合は翌月中に人員基準欠如が解消されれば、翌々月からサービス提供欠如減算が適用されることはない。しかし、①の1割を超えた場合は、例えば、翌月中に人員欠如が解消されたとしても、**翌月の1か月は『翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで』の範囲内に該当するため**、サービス提供欠如減算が適用される。

※なお、児童発達支援管理責任者欠如減算についても同様の考え方となるため注意が必要。